

会 則

大牟田高等学校野球部 OB 会

大牟田高等学校野球部 OB 会 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は大牟田高等学校野球部 OB 会と称する。

第 2 条 本会は事務所を大牟田高等学校第二グラウンド（福岡県大牟田市田隈 599-12）に置く。

第 2 章 目 的

第 3 条 本会は会員相互の親睦および現役野球部の支援、その他野球部の発展を応援していくことを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 本会の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1 会員の親睦促進、交流のための活動
- 2 広報活動（各種大会予定・結果報告・行事案内等）
- 3 野球部に対する支援（財政、用具および設備等）
- 4 各大会の応援
- 5 その他本会の目的達成に必要な事業

第 4 章 禁止行為

第 5 条 本会では下記の事項を禁止行為として定める

- 1 監督、コーチ等の指導者を批判する行為
- 2 現役部員を批判する行為
- 3 母校の名誉を損なう言動、行動を行う行為
- 4 他校を傷つけるようなヤジ、暴言を吐く行為
- 5 現役時代の上下関係を本会に持ち込む行為
- 6 会員は母校野球部の支援や交流を図ることは奨励されるべきだが、過度なる干渉を行う行為
- 7 部長及び監督の要請がないのにも係らず選手に指導を行う行為

第5章 会員並びに役員

第6条 本会は下記会員を以って組織する。

- 1 正会員 野球部員として在籍したマネージャーを含む卒業生
本会の有資格者は、卒業した時点で入会登録できる。
- 2 賛助会員 本会の目的に賛同する者で会長が承認した者

第7条 本会は下記役員をおく。ただし、役員は現役員による推薦にて正会員および現役員から決定する。

- 1 会長1名 本会を代表して会務を統括し、その目的を推進する。
- 2 副会長2名 会長を補佐し、その目的を推進する。
会長が事故等で不在の場合は職務を代行する。
- 3 幹事若干名 会長が任命し、会務の運営にあたる。
- 4 会計1名 会長が任命し、本会の会計管理にあたる。
- 5 監査1名 本会会計が適正運営されるため監査にあたり、結果を総会で報告する。

第8条 本会は顧問等をおくことができる。顧問等は会長の承認を要する。

顧問等は会長の諮問に応じまたは会議に出席して意見を述べることができる。

- 1 名誉会長1名 名誉会長は前会長とする。
- 2 顧問若干名 顧問は現部長・現副部長・現監督・現役員から推薦があった者で、学園理事長・学校長および同部に功労、関係のあった者などとする。
- 3 相談役若干名 相談役は現部長・現副部長・現監督・現役員から推薦があった者とする。

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

役員に欠員が生じたとき、会長はその必要に応じて補充選出することができる。

第10条 OB会活動において、会員は他の会員に対して営業活動、勧誘活動、金銭の貸借、政治活動、宗教活動、その他迷惑活動を行ってはならない。

第6章 会 議

第11条 総会は毎年12月の第1土曜日に開催する。ただし、必要な場合に会長は臨時に開催することができる。

第12条 総会は次の事項を審議設定する。

- 1 会則に関する事項
- 2 役員選出に関する事項
- 3 予算・決算に関する事項

4 その他必要事項

第13条 本会の役員をもって役員会を組織し、次の事項を審議決定する。

- 1 総会において委任された事項
- 2 総会に付議すべき事項
- 3 補正予算・予算の変更についての審議決定
- 4 その他緊急止むを得ぬ事項並びに比較的軽微な事項の審議決定

第14条 会議は会長が招集し、定足数にとらわれず成立し、決定は会員の過半数とする。可決同数のときは議長これを決する。議会の議長は、その都度会員の中より選出し、役員の議長は会長とする。役員の定足数は総会の定足数に準ずる。

第7章 会 計

第15条 本会の目的遂行に費やす経費は、会費及び寄付金をもってこれに充当する。事業遂行の必要がある場合には、特別会費を徴収することがある。

本会の入会金は、正会員 5,000円とする。

賛助会員 1,000円／口とする。

※ 振込口座 大牟田柳川信用金庫 新栄町支店 普通 0428625

※ 口座名義 大牟田高等学校野球部 OB 会

第16条 本会の会計年度は、毎年12月1日から11月末日とする。

第8章 補 足

第17条 新卒業生の入会は、卒業した年の4月1日とする。

第18条 本会則は2024年4月1日より施行する。

第19条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。尚、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- 1 本人が死亡したとき
- 2 本会則に定める禁止行為に抵触したとき

2025.06.17 改正